

# 平成27年度 滋賀県愛荘町職員採用上級試験（社会福祉士）公告

平成27年度 滋賀県愛荘町職員採用上級試験を次のとおり行います。

平成27年4月30日

愛荘町長 宇野 一雄

## 1. 試験区分、採用予定人員および職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
社会福祉士	1名	地域包括支援センターの専門的業務 および関連する一般行政事務

## 2. 受験資格

- (1) 年齢 昭和55年4月2日以降に生まれた者
- (2) 学歴 学歴は問いません
- (3) 資格 社会福祉士の免許を有する者
- (4) 日本国籍を有しない者も受験できますが、就職に制限のない在留の資格を取得している者に限りません。こうした者が受験して合格し採用された場合、「公権力の行使または公の意思形成への参画にたずさわることができない。」とする公務員に関する基本事項に基づき任用されます。
- (5) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - ア 成年被後見人または被保佐人
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 愛荘町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 3. 第1次試験

- (1) 試験日および試験場所
  - ア 試験日 平成27年 6月 7日（日）（受付時間 8時30分から9時10分まで）
  - イ 場所 愛荘町役場愛知川庁舎 会議室  
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地
- (2) 実施試験および試験方法
  - ・教養試験（大学卒業の程度）を次の方法により行います。  
教養試験（9：20～11：20） 120分  
各試験区分を通じて、択一式により、公務員に必要な基礎的な知的能力について筆記試験を行います。
  - ・適性検査（11：40～12：00）  
公務員として必要な適性について検査を行います。
  - ・集団討論（13：00～ 1班 60分程度）  
愛荘町職員として必要な資質を見極めるため与えられたテーマについて、受験生で集団討論を行います。  
※ 集団討論試験については、受験者数に応じて内容を若干変更する場合があります。
  - ・論作文試験（14：15～15：30）  
自己の意思および文章による表現能力等について試験を行います。

## 4. 第1次試験の結果発表

平成27年6月中旬までに愛荘町役場愛知川庁舎および秦荘庁舎前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。なお、不合格者に対しては通知しません。愛荘町のホームページ ([http://www.town.aisho.shiga.jp/main/00\\_toplink/03\\_saiyoujyohou.html](http://www.town.aisho.shiga.jp/main/00_toplink/03_saiyoujyohou.html)) にも合格者の受験番号を掲載します。

## 5. 第2次試験

### (1) 日時および場所

平成27年6月下旬に行う予定ですが、日時・場所等は、第1次試験の合格者に通知します。

### (2) 方法

#### ア 口述試験

人物について面接による試験を行います。

## 6. 最終合格者発表

平成27年6月下旬までに愛荘町役場愛知川庁舎および秦荘庁舎前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者全員対し合否を文書で通知します。

なお、合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。

また、愛荘町のホームページ ([http://www.town.aisho.shiga.jp/main/00\\_toplink/03\\_saiyoujyohou.html](http://www.town.aisho.shiga.jp/main/00_toplink/03_saiyoujyohou.html)) にも合格者の受験番号を掲載します。

## 7. 採用および給与

(1) 合格者は、平成27年7月1日付けで採用する予定です。

(2) 補欠合格者については、補欠合格者名簿に登載し、新規採用予定者に辞退があった場合または地方公務員法第22条に基づく条件付採用者に退職者があった場合など欠員が生じた場合には、必要に応じて成績順に採用を決定します。補欠合格者名簿は、合格決定の日から1年間有効としますが、1年以内に同職種の募集公告がされた場合は無効となります。また、名簿に登載された補欠合格者が必ず採用になるとは限りません。

(3) 免許取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに免許を取得できなかったときは、採用される資格を失います。

(4) 給料は、愛荘町職員の給与に関する条例に基づいて支給されますが、およそ174,200円です。このほか扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。上記の額は、平成27年4月1日現在のものです。(学歴、経験年数等による加算があります。)

## 8. 受験手続および受付期間

### (1) 申込用紙の配布および請求

申込用紙は愛荘町役場愛知川庁舎総務課に直接取りに来られるか、郵便で愛荘町役場愛知川庁舎総務課 宛 (〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地) に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「**上級(社会福祉士)用紙請求**」と朱書し、返信用封筒(角型2号封筒=33×24cmで、120円切手を貼り宛先を明記したもの)を同封してください。

### (2) 受験の申込み

ア 申込書に必要事項を記入し、**社会福祉士登録証(写)**とともに愛荘町役場総務課に提出して下さい。

イ 申込書を郵送する場合は、**社会福祉士登録証(写)**とともに**受験票返信用封筒(長3封筒に82円切手を貼り、宛先を明記したもの)**を同封し、その表に「**上級試験(社会福祉士)**」と朱書してください。

なお、郵送の場合は、書留等確実な方法をとってください。

### (3) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を交付します。郵便による申込者には受験票を郵送しますが、平成27年6月1日(月)までに到着しないときは、愛荘町役場総務課(0749-42-7680)に問い合わせてください。なお、受験票は受領後最近6ヶ月以内に撮影した写真を貼って、試験当日に持参してください。

### (4) 受付期間

平成27年4月30日(木)から平成27年5月28日(木)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、日曜日および土曜日は除く。)に受付ます。郵送の場合は、締切日(平成27年5月28日(木))までに到着したものに限り受付ます。

なお、この場合は必ず簡易書留等確実な方法をとってください。